

建設工事競争入札参加資格

申請の手引き

【令和7・8年隨時審査用】

島根県津和野町

はじめに

令和7・8年度に津和野町が発注する建設工事の競争入札等に参加を希望される方は、必ず入札参加資格申請を行ってください。

申請方法は島根県と県内16市町が共同運営を行なう「島根県電子調達共同利用システム」からの電子申請となります。

1 申請の方法

申請方法は「資格申請システム」を利用したインターネットからの電子申請となります。申請にあたっては、この手引きのほか下記の書類を熟読して下さい。

【この手引きの他に確認する書類】

- ・島根県電子調達システム（資格申請システム）による建設工事入札参加資格申請の手引き（共通編）

（以下、「手引き（共通編）」という）

- ・島根県資格申請システムによる建設工事入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）

（以下、「手引き（操作マニュアル編）」という）

- ・島根県資格申請システムによる建設工事入札参加資格申請の手引き（個別情報画面編）

（以下、「手引き（個別情報画面編）」という）

※　紙申請については、システムによる申請が困難で、かつ、津和野町のみに申請する場合に受付けします。あらかじめご連絡をお願いします。

2 申請書類の提出期間等について

令和7年4月17日（木）から①令和7年12月22日（月）まで

（土日、祝日は除きます。）

※ 受付期間内に資格申請システムによる本登録及び津和野町独自添付書類の提出が完了しないなければなりません。郵便または信書便による場合は消印有効とします。それ以外の場合には期限内必着とします。

3 申請にあたっての注意事項

- （1） 申請にあたっては、本手引きを熟読のうえ、申請項目の漏れや誤りがないよう注意してください。
- （2） 申請及び添付書類等に虚偽の記載等をしたときは、資格を取り消すことがあります。
- （3） 建設工事の申請については、資格申請システムにおいて希望する業種を選択してください。ただし、建設業法第27条の23による経営事項審査を受けていない業種、完工工事高のない業種については申請することができません。
- （4） 入札、契約についての権限を営業所等に委任する場合は、システムにおいて登録するとともに、別途津和野町へ委任状を送付してください。なお、権限を委任する場合は、委任先において希望される業種の許可が必要です。

4 申請資格について

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- （2） 申請しようとする業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を受けていること。
- （3） 令和7年1月1日時点で有効な建設業法第27条の23による経営事項審査の結果通知を受

けている者。

- (4) 申請しようとする業種については、経営事項審査結果における年間平均完成工事高を有する者であるか、または、審査基準日以降に施工実績があることを証明できる者。
- (5) 町税の滞納がない者。
- (6) 消費税及び地方消費税の滞納がない者。
- (7) 加入義務のある社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）に加入していること。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させていないこと。
- (9) アスファルト舗装工事の入札参加資格の認定を受けようとする者にあっては、アスファルトフィニッシャーを保有している者（継続的なリース契約等により確実に調達されると認められる場合を含む。）で、そのオペレーター及び舗装施工管理技術者を常時雇用している者。
- (10) 法面処理工事の入札参加資格の認定を受けようとする者にあっては、種子吹付機、モルタル吹付機、鉄筋挿入機械（削孔機械）並びにグランドアンカー施工機械（削孔機械）のいずれかを保有していること（継続的なリース契約等により確実に調達されると認められる場合を含む。）

※ 下表左欄の工事種別の入札参加資格申請には、上記に併せて工事実績、機械保有等、下表右欄の条件が必要となります。

プレストレストコンクリート	認定には、土木一式とは別に「プレストレストコンクリート構造物」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
法面処理	認定には、とび・土工・コンクリートとは別に「法面処理」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
鋼橋上部	認定には、鋼構造物とは別に「鋼橋上部」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
アスファルト舗装工事	認定には、アスファルトフィニッシャーを保有しているおり（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む。）、そのオペレーター及び舗装施工管理技術者を常時雇用していることが必要。 舗装工事の経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績は有しているが、アスファルトフィニッシャーの保有等の条件を満たさない者については、特殊舗装（※）のみ入札参加資格を希望することができる。

※ 特殊舗装 = 橋梁、隧道等のコンクリート舗装や競技場のグランド舗装等のアスファルトフィニッシャーを用いない舗装工事。

5 審査結果について

今回受付を行なった入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「設定完了メール」を送信しますので、メール及びシステムで設定内容を確認してください。（書面による認定通知書は作成しません。）

また、認定を行なわなかった場合は、理由を附してその旨、別途通知します。

6 資格の有効期間

認定日から令和9年3月31日まで

7 添付書類の提出について

添付書類は、共通書類と個別書類があります。以下を確認のうえ提出してください。

(1) 共通審査添付書類

参加自治体が共通で必要とする書類です。複数の自治体に申請を行なう場合でも、1部提出してください。詳細は「手引き（共通編）」をご確認ください。

(2) 個別添付書類

津和野町が個別に必要とする書類です。添付書類はA4サイズとし、添付書類番号順に並べたうえ送付してください。

津和野町個別添付書類

番号	提書類	備考
1	個別添付書類送付票（津和野町）	資格申請システムから出力されるもの
2	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの	資格申請システムから出力されるもの
3	経営事項審査結果通知書（写し）	申請日時点で有効なもの <u>（ただし、名簿の有効期限内の新たな経営事項審査結果通知書の送付は不要）</u>
4	建設工事施工実績証明書（様式第4号）	<u>※経営事項審査結果通知書において完成工事高が「0」の業種を申請する場合のみ</u>
5	納税証明書（原本又は写し）	町税の滞納がないことの証明 (申請日から3ヶ月以内のもの有効)
6	委任状（任意様式）	<u>※入札及び契約に関する権限を支社長・営業所長等に委任する場合のみ</u>
7	業態調書（様式第6号）	資本関係、親子会社関係調書 (関係する者が無い場合も無い旨を記入し提出)
8	法面処理工事に関する確認書類	<u>※法面処理工事に申請する場合のみ</u>
9	舗装工事に関する確認書類	<u>※舗装工事に申請する場合のみ</u> (※特殊舗装工事のみの申請は必要なし)

8 添付書類の作成方法等について

(1) 個別添付書類送付票（津和野町）

資格申請システムから出力された様式のチェック欄に、該当の書類が揃っていることを確認のうえ必要事項を記入してください。

(2) 申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの

資格申請システムから出力されたものの写しを添付してください。

(3) 経営事項審査結果通知書

申請日時点で有効な通知書の写しを添付してください。

(4) **建設工事施工実績証明書**

経審結果通知書において、完成工事高が「0」の業種を申請する場合に提出してください。

(5) **納税証明書**

町税について全税目滞納がないことを証明するもので、申請日から3ヶ月以内のものを提出してください。なお、納税義務がない場合も提出が必要です。

郵送による申請等、証明書の交付手続きについては、津和野町ホームページをご確認ください。

(<https://www.town.tsuwano.lg.jp/www/contents/1000000295000/index.html>)

(6) **委任状**

建設業法上の主たる営業所以外の支社長・営業所長等に入札契約権限を継続して委任する場合に提出してください。

(7) **業態調書**

資本関係、親会社・子会社の関係に係る調書です。当該関係のない場合も「該当なし」と記載し提出してください。

(8) **法面処理工事に関する確認書類**

法面処理工事の入札参加資格を申請する場合は、以下に掲げる書類を提出してください。

区分	提出する書類
工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出した「とび・土工・コンクリート工事」の法面処理工事に係る工事経歴書
法面施工管理技術者・グランドアンカー施工士・地すべり防止工事士・のり面ノズルマンに関する書類	・法面施工管理技術者登録証（写）又は資格者証（写） ・グランドアンカー施工士登録証（写）又は資格者証（写） ・地すべり防止工事士登録証（写）又は資格者証（写） ・のり面ノズルマン登録証（写）又は資格者証（写） ・健康保険証等（写）
法面施工に用いる施工機械に関する書類	・機械の保有（継続的なリース契約等）が確認できる書類。（固定資産台帳（写）※、賃借契約書（写）） ※償却資産の賦課期日より後に購入したもの、取得価格が20万未満で一括償却したもので、固定資産台帳に記載がない場合は、売買契約書の写し ・機械写真（①全景写真②銘板、製造番号等の表示内容が分かるアップ写真③全景写真とアップ写真を関連づける部分写真）

(9) **舗装工事に関する確認書類**

舗装工事及び舗装に関する維持修繕工事の入札参加資格を申請する場合は、以下に掲げる書類を提出してください。

なお、特殊舗装工事のみの申請については、提出の必要はありません。

区分	提出する書類
工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出した舗装工事に係る工事経歴書
1・2級舗装施工管理技術者に関する書類	・舗装施工管理技術者登録証（写）又は資格者証（写） ・健康保険証等（写）
オペレーターに関する書類	・大型特殊運転免許（写） ・技能講習（車両系）修了証書（写）、健康保険証等（写）
アスファルトフィニッシャーに関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書（写）、機械台帳（写）、継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書（写））
モーターグレーダー、タイヤ・マカダムローラーに関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書（写）、機械台帳（写）、継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書（写））

(10) 工事経歴書

資格申請システムにおいて添付できない場合は、紙で提出してください。様式は直前の経営事項審査において作成したものをお提出ください。

(11) 技術職員名簿

資格申請システムにおいて添付できない場合は、紙で提出してください。様式は直前の経営事項審査において作成したものをお提出ください。

9 問い合わせ先

〒699-5292

島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18

津和野町役場 総務財政課 入札契約担当

TEL : 0856-74-0028

FAX : 0856-74-0002

E-mail : soumu@town.tsuwano.lg.jp